

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	██████████
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上



せん  
宣

せい  
誓

りょうしん したが  
良心に従って、 しんじつ の  
真実を述べ、

なにごと かく  
何事も隠さず、 いっわ の  
偽りを述べない

ことを <sup>ちか</sup>誓います。

氏名



## 速 記 録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号  
平成30年(ワ)第468号

本人氏名 [REDACTED]

原告ら代理人 (山田)

甲D第27号証(陳述書)を示す

1 これは陳述書ということで、[REDACTED]さんから私が聞き取りをして、その内容を  
書面にして内容を確認してもらって、[REDACTED]さんに氏名を書いていただいて印  
鑑を押してもらったということですね。

(うなづく)

2 内容については間違いないですね。

はい。

3 直接示しませんけれども、この裁判で甲B第139号証という書証で「日本  
国憲法 解説と資料」という本を提出しています。これは[REDACTED]さんも持って  
いらっしゃるんですね。

はい、持っています。

4 この本を読まれて、日本国憲法ができたときの喜びというものが伝わって  
くと陳述書にも書かれていますけれども、読まれて、どの辺りに憲法が  
できたときの喜びが書かれてたというふうに覚えていらっしゃるか。

憲法を作るために、当時は衆議院と貴族院の中から委員が選ばれて、  
長い間、毎日毎日時間を掛けて真摯に丁寧な会議が行われてできまし  
たということが書いてありました。

5 そこを読んでいると、日本国憲法を作るために頑張っているということが伝  
わってくると。

はい。そして、できた憲法は先の大戦のことを書いてありましたが、



誤って近隣諸国に大きな被害を与えたり、自分の国もこうやって傷ついたけれども、これからは新しい憲法になって、みんな幸せになるんだという喜びが、衆議院も貴族院の方も議長さんたちも、それぞれの国会の会議の様子がつぶさに書かれていて、この本は1946年の11月…。

- 6 一回切りますね。出版されたのが今おっしゃったように1946年に出版されたんですね。戦争が終わってすぐですね。

そうです。

- 7 その中に、戦争のことも書かれてありましたかね。

はい。戦争は世界最大の罪悪であると書いてありました。二度としてはいけないということが書いてありました。

- 8 それと、同じく、この本の中に書かれてあったことで憲法典、文章として出来上がったわけですね。これに命を吹き込むのは何だというふうに書かれてありましたか。

この新しい憲法によって、国民に主権がありますと。この主権を持った国民がこの印刷された文字、今は文字だけれども、これに命を吹き込むのはあなた方、私たちですよということが書いてあると本当に思いました。

- 9 では少し話を変えます。[ ]さんは自衛官の息子さんがいらっしゃいましたよね。その息子さんは亡くなられたとのことですが、それは事故で亡くなられたんですかね。差し支えない範囲でお話いただけますか。

はい。護衛艦に乗船したんですけれども、その中の同僚先輩によるいじめで自ら命を絶つようなことになってしまいました。

- 10 これについては裁判を起こされたんですね。

はい。

- 11 この裁判の中で、今[ ]さんがおっしゃったように護衛艦の中でいじめがあ



ったということでしたけれども、裁判を起こしたときに、自衛隊としてはどうという反論をしてくれてたんですか。

最初はすごく好意的で、こんなにいい子はいなかったと口々に皆さんおっしゃってくださったんですけど、それがまとまってくる頃になると、段々様子が変わってきて、最後にまとまった調査報告書というのは六十数ページありましたけど、それには仕事に慣れなく未熟なために自分で解決することができずに、悩んだ末に自ら命を絶ったのですということが書いてありました。

- 12 裁判の中で改めてまた傷つけられたということですね。この裁判は最終的にはどういう形で終わったんですか。

一審の長崎地裁佐世保支部では敗訴でしたけど、二審の福岡高裁では勝訴しました。そして、2週間たって上告しないという連絡があり、上告はされなかったんで、それで私たちは勝訴をしました。

- 13 国が上告を諦めて確定したということですね。

はい。

- 14 確定したということで、          さんとしては、結局は裁判所が国の誤りは認めてくれて、国も上告しなかったということで、国も誤りを認めたんだというふうに理解しているということですね。

そうですね。裁判だけでなく、国会でも大きく取り上げられて、私たちは頼まなかったんですけども、ある国会議員さんが、なぜ上告しないのかとか、この高裁判決をどう思うのかということとずっと続けて質問をされた先生がいらっしやいまして、それについて一番最終的に、判決を認めるものであるというのが国から答弁書で出されたので、これでもう確実に私たちは国が間違ってたということを確認しました。

- 15 今、息子さんのことで裁判を起こして、そういう形で終わってということ



すけれども、今回のこの宮崎の安保の訴訟、これの原告として加わったということについて、御自身が息子さんの裁判を闘ってみて、国も間違えることはあるということでしたよね。

(うなづく)

- 16 それは、国が間違えることもあるんだということは、自身の経験で分かったということですかね。

はい。国が間違はずはないと思って大きくなったわけですから、大人になって、そして先ほどの冊子にもありましたけれども、本当に国を信じて子供も世界の平和のためにと自衛隊に入ったわけですよね。それが、いざそういう命を落とすようなことになったら、何とまあ、かわいそうな目に遭うことかというのは、これはうちの子供1人ではないというふうに思うようになりました。

- 17 国も間違えることはあるというときに、          さんはそうしませんでしたけれども、黙ってはいけないということですかね。

はい。もう黙るときなさいと言われるのは一杯言われたんですけど、私はどうしても間違っているものは間違っているから、何とかして間違っているということを正したいと。それには司法しかないと。本当に普通の母親ですから、難しいことは考えずに裁判所に頼めば何とかなるという気持ちで、もう一心に。

- 18 安保法制ができましたよね。このことについて          さんは間違っているというふうに思われているわけですね。

はい。

- 19 そこで、黙っているわけにはいかないということですかね。

はい。

- 20 ちょっと今までの質問とはずれますけれども、自衛官はやっぱり戦争に行く危険があつたりするけれども、自衛官も1人の国民として人権がきちんと守



られなくちゃいけないという思いですかね。

はい、そうです。自衛隊員の人たちがどれだけ人権を無視されているかというのは、もう私たちの裁判のその後の裁判が幾つも起こりましたけど、本当に一般社会では考えられない人権侵害が起きています。やっぱりそういうところで戦争を始めるのかという、それも理不尽に始まるわけですから、これは黙ってられないと思う気持ちで。

- 21 最後になりますけれども、この裁判で [ ] さんが訴えたいことというのを言っていただけですか。

やっぱり憲法というものは、最初に日本国憲法が作られたときの記録がありますが、本当に真摯に丁寧に話し合っただけで会議をされてできるものと思っています。ところが今度の新安保法制が決まるときは怒号の中で、私はたまたまテレビを見ていたんですけども、怒号の中で速記録は速記できなかったということなんです。それで、NHKのテレビをたまたま見てたら、下に成立と出たんです、テロップが。それで決まると私は思っています。だから、こんな理不尽な法律を許してはいけないと。やっぱり、きちんと丁寧な審議が行われるべきだというふうに思っています。

- 22 国が誤っている、そういう法律を作ったということについて、裁判できちんとはっきりさせたいということですね。

はい。ですから、やはり裁判官さんたちを私たちは頼りにしておりますので、あちこちで敗訴しているということ自体が本当に信じられないことです。でも、私は最初から傍聴をしていますけれども、みんな一生懸命考えて裁判官さんに訴えています。そのことを御一緒に考えていただいて、私たちの次の世代、もっともつと先の世代、日本だけではなく世界の平和のためにどうしたらいいかということ、この日本国憲法を持っている私たちは一人一人が考えていかなければいけな



いので、裁判官さんたちも、そのことをよくよく御理解いただいて、  
本当にいい判決を書いていただいたら私は死ねるなと思いますけど、  
なかなか難しいですよ。何とかお願いしたいと思います。

被告指定理人（阿波野）

23 特にございませぬ。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安富元美

